

板橋区職員タレントマネジメントシステム構築及び運用保守業務委託 プロポーザル方式実施要領

令和8年9月9日
板橋区職員タレントマネジメントシステム構築及び
運用保守業務委託
事業者選定委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区が行う板橋区職員タレントマネジメントシステム構築及び運用保守業務委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者からの多様な提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(募集方法)

第2条 参加を希望する事業者（以下「参加事業者」という。）の募集は、別紙の「板橋区職員タレントマネジメントシステム構築及び運用保守業務委託プロポーザル方式募集要項」のとおり実施し、窓口における掲示、区ホームページに掲載を行い、1週間以上の募集期間を設定する。

(参加資格要件)

第3条 本業務のプロポーザル方式の参加事業者は、以下の項目を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
 - (3) ISMAP クラウドサービスリストに登録、プライバシーマークの付与認定または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
 - (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てを受けたとき、手形または小切手不渡りになったとき等をいう）にない者であること
 - (5) 参加事業者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
 - (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。
 - (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- 2 プロポーザル方式の参加事業者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。また、提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消す。

(参加申込方法)

- 第4条 募集要項、プロポーザル方式参加申込書（様式1）を区ホームページにより提供し、参加事業者にはプロポーザル方式参加申込書（様式1）の提出を求めるものとする。
- 2 プロポーザル方式参加申込書（様式1）とあわせて板橋区職員タレントマネジメントシステム構築及び運用保守業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要とする書類の提出を求めるものとする。

(質問及び回答)

第5条 参加事業者からの質問は、電子メールで受付し、回答は、区ホームページにより、参加事業者全員に周知するものとする。

(審査項目及び審査基準)

第6条 選定委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

2 審査項目及び審査基準について、1次審査（書類審査）は別表1、2次審査（プレゼンテーション等）については、別表2によるものとする。

(1次審査)

第7条 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、1次審査通過者の選定を選定委員会に付すものとする。

2 選定委員会は、1次審査を書類審査により実施する。

3 選定委員会は、別表1に定める参加資格要件、審査項目及び審査基準に基づき1次審査通過者を選定する。

4 参加事業者が5者以内の場合は、1次審査は参加資格要件のみを審査する。ただし、参加事業者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い事業者から順に5者を選定する。

5 選定委員会は、前項の評価点が高点の事業者が複数いる場合、別表1に定める得点項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この得点項目の得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

6 委員長は、1次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。

7 1次審査通過者に対する通知においては、2次審査の日時、会場等の詳細を明示するものとする。

8 1次審査不通過者に対しては、その理由を明示するものとする。

9 参加事業者が6者以上であったため、審査項目及び審査基準について評価を行った場合は、その結果を公表するものとする。

(2次審査)

第8条 委員長は、1次審査通過者を選定委員会の2次審査に付すものとする。

2 選定委員会は、1次審査通過者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

3 選定委員会は、別表2に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、総合評価点の高い事業者から順に順位をつける。

4 選定委員会は、総合評価点の最も高い事業者を提案採用者として選定する。ただし、総合評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

5 選定委員会は、前項の総合評価点が最も高い事業者が同点で複数いる場合、別表2に定める重要項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この重要項目の得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

6 委員長は、選定委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果通知を送付する。

(提案採用者の辞退又は参加資格要件喪失)

第9条 提案採用者が辞退した場合又は第3条第2項の規定に該当する場合は、前条第3項の評価順位が高い事業者から順に提案採用者とすることができる。ただし、2次審査の総合評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

(公表)

第10条 2次審査終了時に、2次審査に係る以下の項目を公表する。

- (1) 審査項目
- (2) 審査基準
- (3) 審査結果（順位、評価点等）
- (4) 評価点の内訳
- (5) 提案採用者の商号又は名称及び提案価格

付則

（施行期日）

この要領は、決定の日から施行する。

（廃止年月日）

この要領は、当該案件の契約締結日をもって廃止とする。